



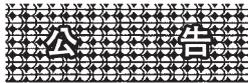
長野県報

11月18日(木)
平成22年
(2010年)
第2218号

目次

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）	1
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	2
随意契約の相手方の決定（税務課）	2
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）	2
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催（都市計画課）	2
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	5
開発行為に関する工事の完了（3件）（建築指導課）	5
一般競争入札（道路管理課）	6
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活安全企画課）	7
正誤（森林づくり推進課）	7



公 告

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年11月18日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日
平成22年11月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アメイジングスポーツスクエア
- 3 代表者の氏名
小 瀧 頼 介
- 4 主たる事務所の所在地
飯山市大字飯山11492番地4
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、障がい者に対して、各種スポーツ施設の管理・運営の受託及びその支援に関する事業、各種スポーツについての情報の提供に関する事業、障がい者スポーツの普及・啓発・振興並びに障がい者スポーツ施設の管理・運営の受託に関する事業、障がい者スポーツ及び障がい者支援に関連した個人・団体・企業等に対する支援に関する事業、障がい者スポーツスクールの企画・運営に関する事業を行い、スポーツの振興と、スポーツを通じた障害者の社会参加及び福祉の増進を図り、もって

広く公益に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年11月18日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日
平成22年11月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人美しい村小川・絆のネットワーク
- 3 代表者の氏名
村 越 光 憲
- 4 主たる事務所の所在地
上水内郡小川村大字小根山7581番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、小川村に暮らす人々及び小川村に関心を寄せる人々に対して、村の自然資源や文化・伝統の発掘と継続、新たな産業の育成、都市－山村交流に関する事業を行い、小川村のむらづくりと発展に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年11月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成22年11月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ローカル・コミュニティ
- 3 代表者の氏名
高田 克彦

- 4 主たる事務所の所在地
松本市安曇1775番地1

- 5 定款に記載された目的

この法人は、誰でも安心・安全な住みやすい地域づくりを目指し、地域住民に対し、日頃から「優しさ」と「思いやり」のあるコミュニティの創出と災害にも強いまちづくりに向け、ボランティアの育成・啓発など平常時から緊急時にも対応できるよう様々な支援活動を行うと共に、災害時に要援護者になりうる高齢者や障害者等を支援者団体や当事者団体及びボランティア等とのネットワークを構築し、一人ひとりが地域の主役として生活できるよう支援するもの。また、芸術・文化・スポーツを通して子供の健全育成を図ることを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成22年11月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
法人の清算所得課税廃止に伴う税務電算システム改修業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県総務部税務課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年10月22日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、大町都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成22年11月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 開催日時及び場所
 - (1) 日時 平成22年12月12日（日） 午前10時00分から
 - (2) 場所 大町合同庁舎 5階 講堂（大町市大町1058-2）
- 2 都市計画の変更案の概要

- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

- (1) 名称 富士通株式会社長野支社
- (2) 所在地 長野市鶴賀緑町1415

- 5 随意契約に係る契約金額

37,957,500円

- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

税務課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更を認可しました。

平成22年11月18日

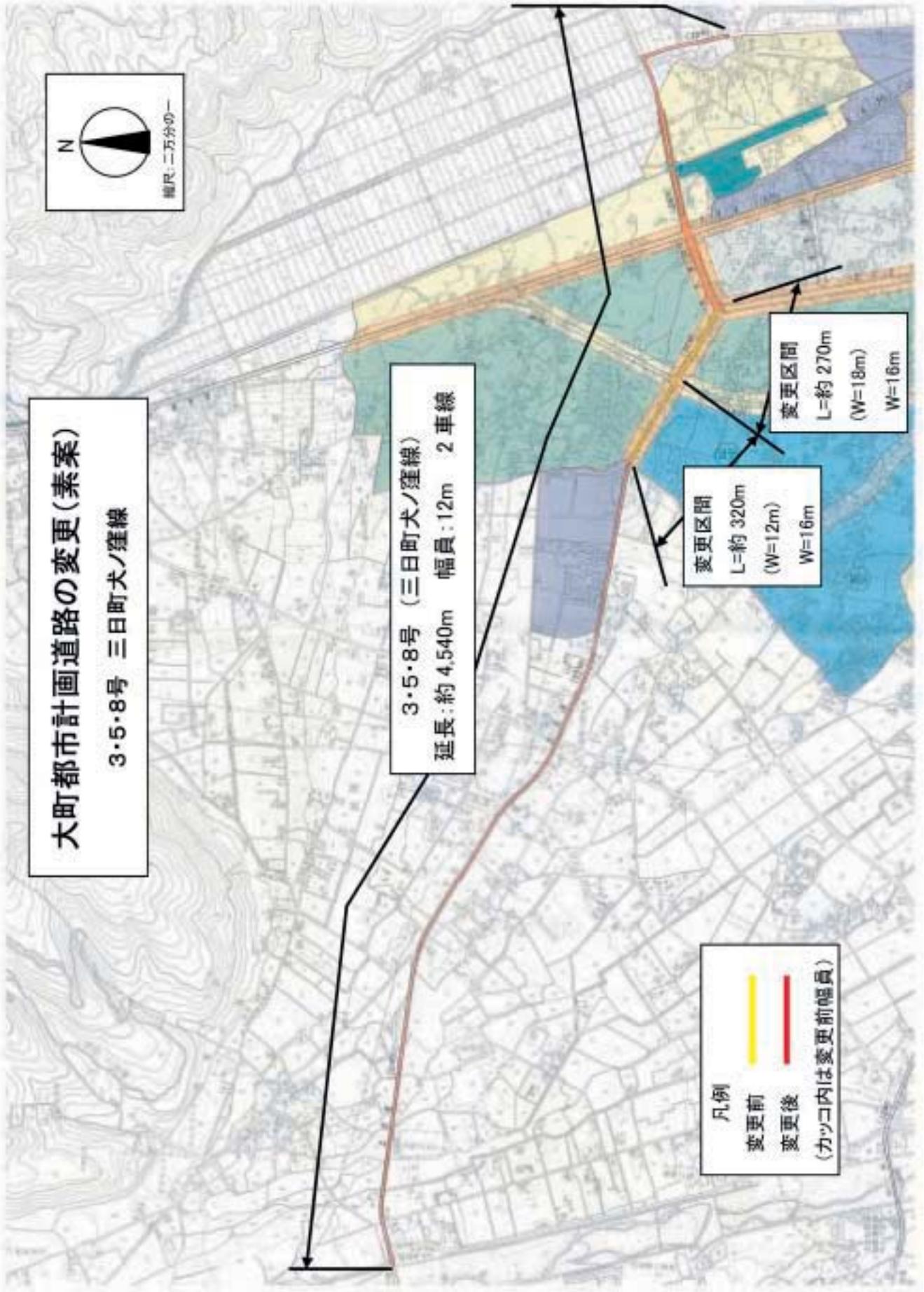
長野県知事 阿部 守一

- 1 土地区画整理事業の名称
上田市天神三丁目土地区画整理事業
- 2 施行者の氏名及び住所
氏名 日本たばこ産業株式会社
住所 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
- 3 事業施行期間
平成20年2月8日から平成23年3月31日まで
- 4 施行地区
上田市天神三丁目の一部
- 5 事務所の所在地
東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
- 6 施行認可の年月日
平成20年2月8日
- 7 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法
上田市役所の掲示場に掲示する
- 9 変更認可年月日
平成22年11月11日

都市計画課

- (1) 都市計画道路の変更案（別紙素案のとおり）
3・5・8号 三日町犬ノ窪線
平成13年長野県告示第87号の一部について、幅員及び区域を変更します。
- (2) 変更案の閲覧
平成22年11月18日（木）から平成22年12月3日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。
- 3 公述申出について
公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。
 - (1) 公述申出のできる者
都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者
 - (2) 公述申出期間
平成22年11月18日（木）から平成22年12月3日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。）
 - (3) 公述申出書の提出先
長野県建設部都市計画課、長野県大町建設事務所整備課又は大町市都市計画・国営公園対策課
 - (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり
- 4 公述人の選定
あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。
- 5 その他
この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙)



(第2号様式)

(別紙様式)

(受付日時： 月 日 時 分)

公 述 申 出 書

(整理番号)

大町都市計画道路に関する都市計画の変更案に対して、次の
とおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 様

公述申出人
住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年11月18日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 許可番号 平成20年5月27日
長野県指令19建第27-9号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
伊那市小沢7227-15の内、7227-669の内、7227-1965、7227-1974の内、7227-1977の内、7282-1、7282-2の内、7287-2、7287-3、7287-4、7288、7289-1、7289-2、7289-3、7299-1、7299-2、7300-3、7302-1、7302-2の内、7313の内、7314-1の内、7227-669先、7227-1974先の内、7289-1先、7302-1先、7314-1先(第一工区)
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
伊那市下新田3050
伊那市長 白 鳥 孝

建築指導課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年11月18日

長野県佐久地方事務所長 西 裕 司

- 1(1) 許可番号 平成22年8月23日
長野県佐久地方事務所指令22佐地建第10-3号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小諸市大字滋野甲山の神2748-6、2748-7、2748-8、2748-9、2748-10、2748-12、2748-13、2748-14、2748-15、2748-16
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東御市滋野甲4164 若 林 澄 人
東京都足立区関原3-6-14
株式会社セールランド 代表 伊 奈 武 吉
- 2(1) 許可番号 平成22年10月21日
長野県佐久地方事務所指令20佐地建第20-23号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南佐久郡南牧村大字野辺山字喜峯ヶ丘64-4の内(第I-2工区)

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南佐久郡南牧村大字野辺山126-14
有限会社アメニックス 代表取締役 嶋崎 誠

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年11月18日

長野県松本地方事務所長 原 隆文

- 1 許可番号 平成22年10月29日
長野県松本地方事務所指令22松地建第32-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市穂高北穂高2576-14、2576-15、2576-16、2576-17、2576-18
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市穂高柏原1671-3
株式会社ケーサービス 代表取締役 木下博幸

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年11月18日

長野県長野地方事務所長 小林守夫

- 1 (1) 許可番号 平成22年6月3日
長野県指令21建指第7-11号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字坂田字大和合218-2、219-1の内、219-3、字洪田217-2の内、231-2、231-4の内、232-3、字堤式232-2、232-24の内
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字須坂字宗石1211-5
社会福祉法人わらべ福祉会 理事長 松本善雄
- 2 (1) 許可番号 平成22年6月18日
長野県長野地方事務所指令22長地建第4-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市墨坂一丁目1668-2、1668-7
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字須坂1426
有限会社丸源鋸工場 取締役 湯本浩司

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年11月18日

長野県飯田建設事務所長 三井宏人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
トンネル防災設備等保守点検業務
 - (2) 役務の特質
入札説明書によります。
 - (3) 履行期間
契約締結の日から平成23年3月10日まで
 - (4) 履行場所
長野県飯田建設事務所管内
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
 - (5) 長野県内に本社又は支社若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野県飯田市追手町2-678
長野県飯田建設事務所 総務課
電話 0265-53-0449
- 4 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成22年11月30日（火）午後1時30分
イ 場所 長野県飯田合同庁舎 6階会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年11月24日（水）午後5時

までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

道路管理課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成22年11月18日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

生活安全企画課

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
1月12日(水)	午後1時から 午後4時まで	長野会場	長野市若里7丁目1番7号 長野県社会福祉総合センター	60名
1月23日(日)	午後1時から 午後4時まで	佐久会場	佐久市下小田切124番地1 佐久市コスモホール	80名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

正 誤

平成22年7月22日付長野県告示第448号「保安林予定森林にする旨の通知」中

ページ	行(箇所)	誤	正
2	左側下から18	、字城5372、字上の山5375	、字城5372
2	左側下から8	・字城5372・字上の山5375	・字城5372
2	左側下から7	5筆	4筆

森林づくり推進課